

令和3年4月1日から

共済預金の預入限度額の引き下げについて

共済預金は、組合員の生活の安定と福祉の増進を目的として、共済組合が皆さまからお預かりした資金を運用し、その運用益を支払利息として還元させていただいております。

しかし、貯金残高の増加に伴い、支払利息が増える一方、運用利回りが低下しており、積立金の一部を取り崩すことで支払利率年1.6%を維持しております。

今後の貯金事業運営のため、令和3年4月1日より共済預金の預入限度額を、組合員1人の全員口座と自由口座を合わせて現行の3,000万円から2,500万円に引き下げを行います。

預入限度額

(令和3年3月31日まで)

3,000万円



(令和3年4月1日から)

2,500万円

※預入限度額は組合員1人の全員口座と自由口座の合算額です。

※令和3年度の支払利率は令和2年度に引き続き1.6%です。

●預入限度額を超過している場合

預入限度額2,500万円を超過している方につきましては、**令和3年6月末**までに超過分の貯金の払い戻しをお願いします。

また、共済預金の令和2年度分の支払利息が令和3年4月1日に元金に繰り入れとなりますが、その際に預入限度額2,500万円を超える場合がありますので、預金残高の確認をお願いします。



●預入限度額を超過している組合員へのお知らせについて

貯金額が預入限度額2,500万円を超過している組合員には4月上旬に通知をする予定です。

お問い合わせ先 福祉課 ☎048-822-3305

